

一関地区広域行政組合広報紙

2019 (令和元年) 11月発行

くらしの情報

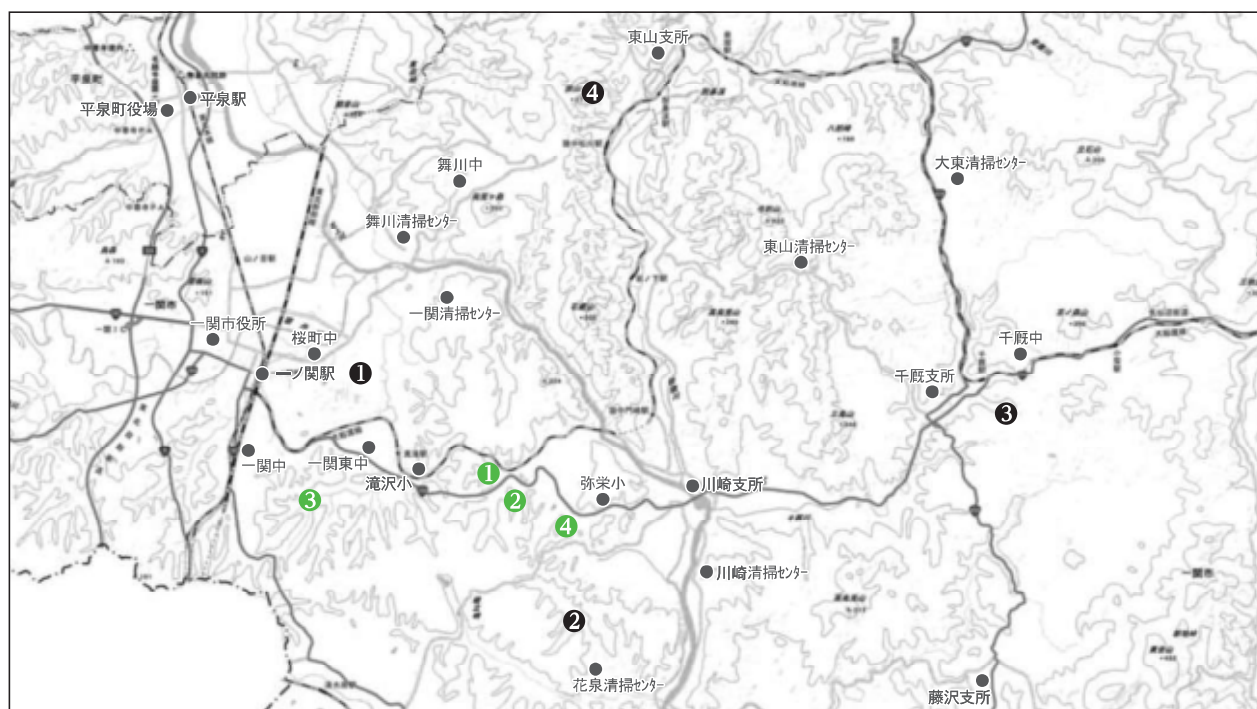
**新処理施設・新最終処分場
候補地のお知らせ**

 編集・発行
一関地区広域行政組合（一関市・平泉町）

エネルギー回収型 一般廃棄物処理施設・新最終処分場の 候補地をそれぞれ4か所選考しました

一関地区広域行政組合（組合）では、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（新処理施設）と新一般廃棄物最終処分場（新最終処分場）の候補地選定を進め、それぞれ4か所ずつの最終選考候補地を選考しました。

候補地の位置



国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

新処理施設の候補地

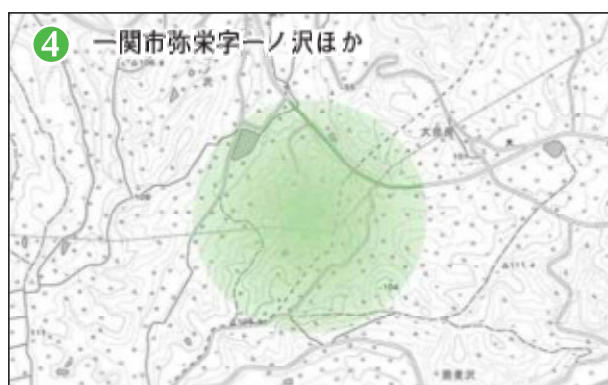
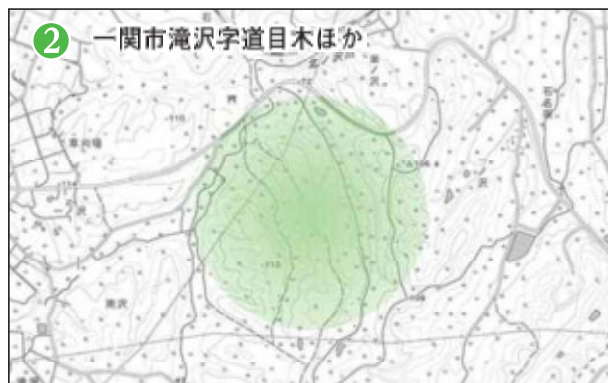
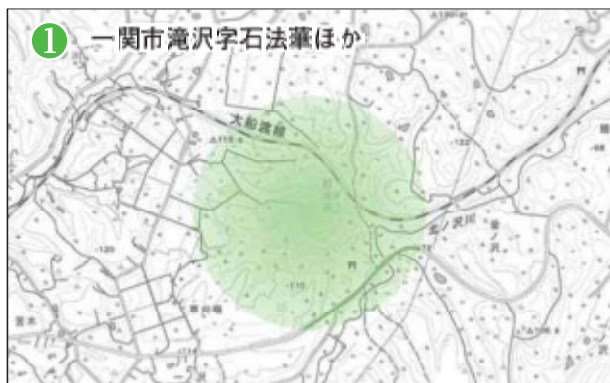
①	一関市滝沢字石法華ほか
②	一関市滝沢字道目木ほか
③	一関市真柴字堀場ほか
④	一関市弥栄字一ノ沢ほか

新最終処分場の候補地

①	一関市滝沢字駒場ほか
②	一関市花泉町金沢字長沢ほか
③	一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか
④	一関市東山町長坂字長平ほか

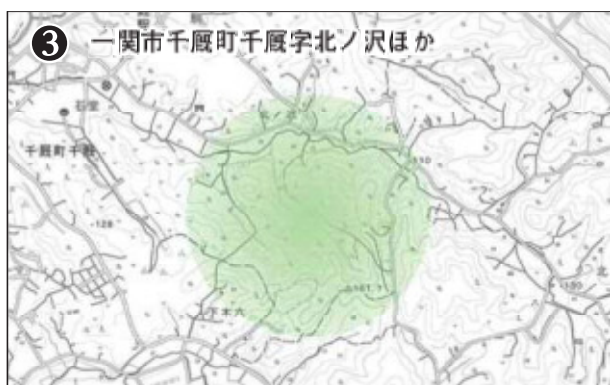
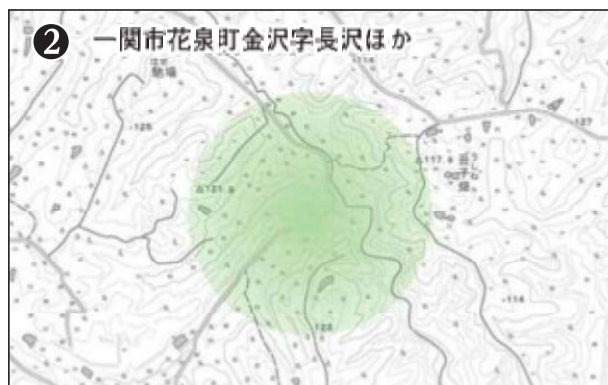
新処理施設の候補地

国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載



新最終処分場の候補地

国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載



施設整備が必要となった背景

1 資源循環型社会の形成

- ① 生活環境保全や資源の有効活用の観点から、資源循環型社会の形成が重要性を増しています。
- ② 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める3R（スリーアール）による廃棄物の減量化や、廃棄物の焼却で発生する熱エネルギーの有効利用などに取り組むことが、当たり前の社会になってきています。

2 廃棄物処理の広域化

- ① 岩手県では、廃棄物の焼却処理におけるダイオキシンの発生抑制や熱エネルギーの有効利用などに向け、ごみ処理広域化を推進するため、平成11年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を6ブロックに区分しました。（一関市、平泉町は、県南ブロック。）
- ② 県南ブロックでは、平成15年7月に計画推進・検討組織として県南地区ごみ処理広域化検討協議会（広域化検討協議会）を設置しました。
- ③ 広域化検討協議会では、平成25年11月に策定した「県南地区ごみ処理広域化基本構想」により、一関清掃センターと大東清掃センターを統合し、焼却処理施設で発生する熱エネルギーを有効活用するという整備方針を示しました。

現施設の状況

- ① 組合の焼却処理施設は、令和元年11月で一関清掃センターが38年、大東清掃センターが20年経過しており、新施設の整備が必要となっています。
- ② 組合の最終処分場は、3つの施設（舞川、花泉、東山）を設置していますが、いずれも残りの埋立容量が少なくなっており、新施設の整備が必要となっています。

候補地選考までの経過

- ① 新処理施設と新最終処分場の候補地の選定は、環境影響評価、動物生態学、植物生態学などの専門家による整備候補地選定委員会（選定委員会）をそれぞれ設置して行いました。
- ② 新最終処分場の選定委員会は、平成30年3月19日から令和元年10月15日まで、計9回開催しました。
- ③ 新処理施設の選定委員会は、平成30年9月12日から令和元年10月15日まで、計8回開催しました。
- ④ 組合では、各選定委員会の選定理由を尊重し、選定委員会から報告されたそれぞれ4か所の候補地を最終選考候補地としました。

選定委員会での検討状況

1 各施設の概要

項 目	新 処 理 施 設	新最終処分場
施 設 規 模	焼却処理能力105 t / 日 (今後の必要焼却量に応じて適宜見直し)	埋立容量 約178,000 m ³ (うち第1期: 107,962 m ³)
敷 地 面 積	約 4 ha (40,000 m ²)	約 4 ha (40,000 m ²)
対象廃棄物	焼却対象一般廃棄物	焼却残渣、不燃残渣、不燃ごみ、その他
使 用 年 数	40年程度 (使用開始後20年程度で基幹改良を想定)	25年程度 (うち第1期: 15年程度)
整 備 内 容 (予 定)	①エネルギー回収棟 ②管理・啓発棟 ③計量棟 ④ストックヤード ⑤資材棟 ⑥車庫棟 ⑦駐車場 ⑧洗車場 ⑨災害時ストックヤード ⑩リサイクル棟 (敷地のみ確保)	施設区分 管理型最終処分場

※ 新処理施設の候補地選定に当たっては、余熱活用施設の敷地を約1ヘクタールと想定し、これを加えた約5ヘクタールを必要面積として選定作業を進めました。

2 候補地選定の手順

区 分	内 容
第1次選定	法的規制や災害の影響など不適切と考えられる地域を除外しました。
第2次選定	アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、候補地を絞り込みました。
第3次選定	技術、環境、経済面などを総合的に評価して候補地を選定しました。

3 第 1 次 選 定

第1次選定では、自然的特性条件と社会的特性条件に該当する区域を除外し、組合管内の総面積1,319.81平方キロメートルに対し、新処理施設は754.27平方キロメートル（57.15%、6ページの図1）、新最終処分場は268.17平方キロメートル（20.32%、6ページの図2）を整備可能地域としました。

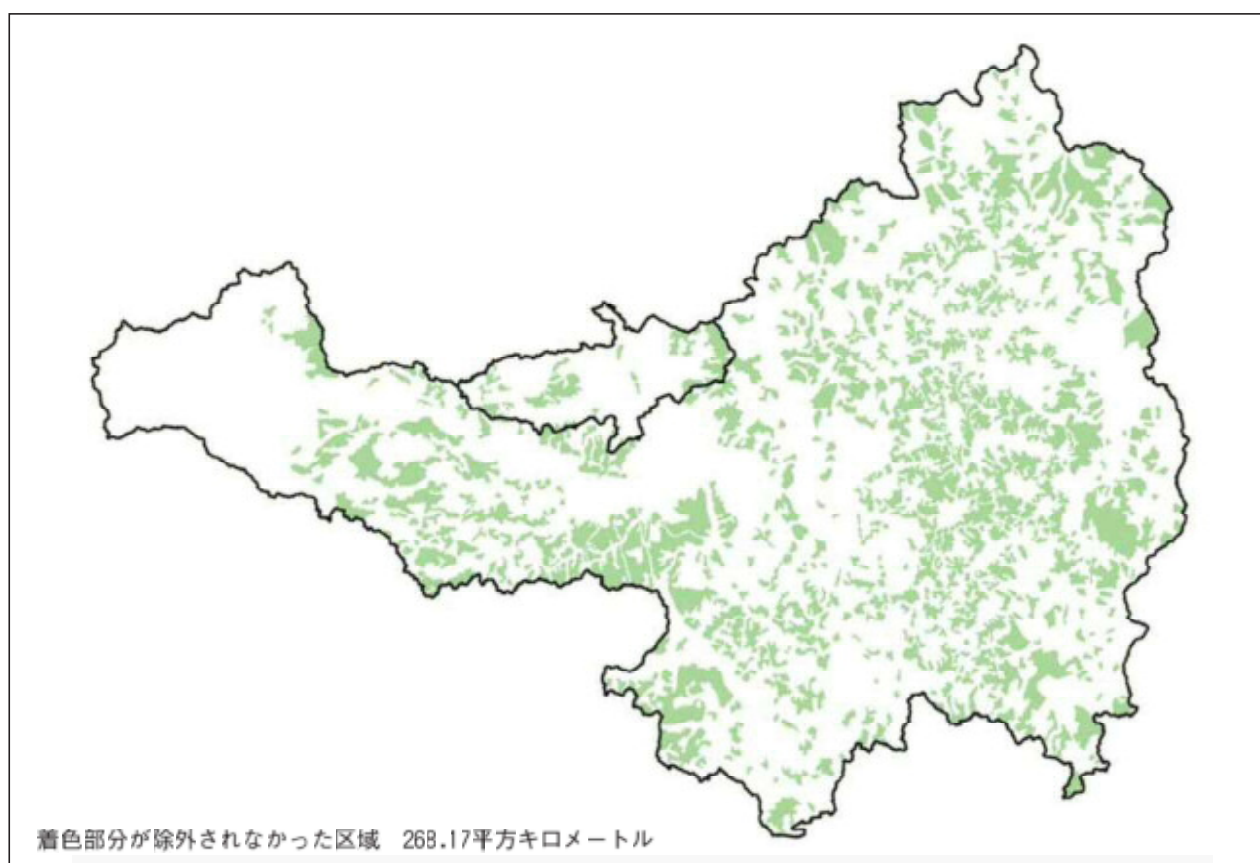
条 件		新 処 理 施 設	新 最 終 処 分 場
自 然 的 特 性 条 件	① 自然公園地域	○	○
	② 自然環境保全地域	○	○
	③ 環境緑地保全地域	○	○
	④ 鳥獣保護区特別保護地区	○	○
	⑤ 国有林	○	○
	⑥ 保安林	○	○
	⑦ 河川区域	○	
	⑧ 河川保全区域		○
	⑨ 緑の回廊	○	○
	⑩ 砂防指定地	○	○
	⑪ 急傾斜地崩壊危険区域	○	○
	⑫ 地すべり防止区域	○	○
	⑬ 地すべり危険地区	○	○
	⑭ 山腹崩壊危険地区	○	○
	⑮ なだれ危険地区	○	○
	⑯ 崩壊土砂流出危険地区	○	○
	⑰ 土石流危険溪流	○	○
	⑱ 地すべり地形分布図	○	○
	⑲ 浸水想定区域	○	○
○印の条件に該当する全域を除外 ただし、⑭、⑮、⑯は、影響範囲を半径100mとして除外			

条 件		新 処 理 施 設	新 最 終 処 分 場
社 会 的 特 性 条 件	⑳ 都市計画区域	○	○
	㉑ 農業振興地域		○
	㉒ 文化財等	○	○
	㉓ 埋蔵文化財包蔵地	○	○
	㉔ 重要文化的景観	○	○
	㉕ 巨樹・巨木林	○	○
	㉖ 景観地区・準景観地区	○	○
○印の条件に該当する全域を除外 ただし、㉑は工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外 ㉓は、農用地区域及び農業用施設用地のみ除外 ㉒、㉕は、影響範囲を半径100mとして除外			

図1 新処理施設の第1次選定結果



図2 新最終処分場の第1次選定結果



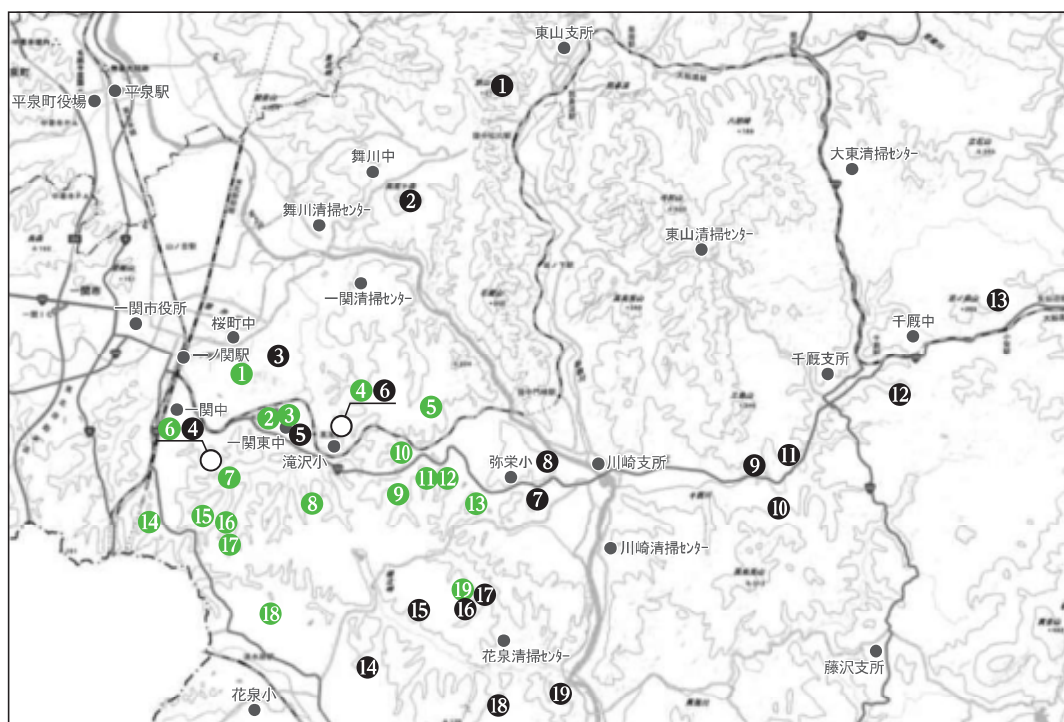
4 第2次選定

第2次選定では、絞り込み条件と比較評価項目により、それぞれ19か所の候補地を選定しました。

条 件		新 処 理 施 設	新 最 終 処 分 場
絞 込 み 条 件	① 人口分布	○	○
	② 土地造成の容易性	○	○
	③ 構造物等の有無	○	○
	④ 公共投資エリアの回避	○	
	⑤ 隣接自治体からの距離	○	
	⑥ 学校、病院等からの距離		○
	⑦ 公共施設（国・県）		○
	⑧ 公共施設（市町村）		○
	⑨ 運搬経費の経済性	○	
	⑩ 道路状況		○
	⑪ 農業振興地域整備計画との整合性	○	
	⑫ インフラ整備状況（上水・簡水）		○
絞り込んだ結果		238か所を選定	687か所を選定
比 較 評 価 項 目	① 評価対象地人口	○	○
	② 敷地面積	○	○
	③ 道路状況	○	○
	④ 取付道の有無	○	○
	⑤ 土地の利用状況	○	○
	⑥ インフラ整備状況（上水・簡水）	○	○
	⑦ 構造物等の有無	○	○
	⑧ 土地造成の容易性	○	○
	⑨ 土地取得の容易性	○	
	⑩ 運搬経費の経済性	○	
	⑪ 人口重心からの距離		○
	⑫ 隣接自治体からの距離		○
比較評価した結果		238か所 → 19か所	687か所 → 19か所

第2次選定結果位置図

※緑は新処理施設、黒は新最終処分場



国土地理院の電子地形図（タイル）に候補地の位置を追記して掲載

5 第3次選定

第3次選定では、「評価①」と「評価②（現地調査）」の2段階で評価を行い、それぞれ4か所ずつの候補地を選定しました。

- (1) 「評価①」は、次の5つの評価項目により採点を行い、その点数を第2次選定の評価点数に加算し、現地調査の対象を、新処理施設は7か所、新最終処分場は8か所に絞り込みました。

評価項目	新処理施設の評価内容	新最終処分場の評価内容
技術面の評価	地盤・地質の状況	地盤・地質の状況
土地利用面の評価	配置の自由度、必要面積確保の可否、土地利用計画	埋立完了後の土地利用、必要容量確保の可否、土地利用計画
経済面の評価	敷地造成費、取付道路延長、土地の価格、維持管理費	敷地造成費、取付道路延長、浸出水排出管路延長、土地の価格、維持管理費
土地権利面の評価	所有者数、遠隔地在住の所有者数、未相続・筆界未定・共有の土地の有無、地役権・地上権の有無、抵当権等の有無	所有者数、遠隔地在住の所有者数、未相続・筆界未定・共有の土地の有無、地役権・地上権の有無、抵当権等の有無
その他考慮すべき事項	地域における土地利用の現状、売電時の可能性、希少動植物生息域状況、その他	地域における土地利用の現状、放流先河川の状況、希少動植物生息域状況、その他
候補地選定	19か所 → 7か所	19か所 → 8か所

- (2) 「評価②（現地調査）」は、各委員が3つの評価項目により採点を行い、その平均点を「評価①」の合計点に加算し、それぞれ4か所の候補地を選定しました。

評価項目	内 容
自然環境面の評価	施設建設に伴う自然環境への影響を評価
生活環境面の評価	施設建設に伴う生活環境への影響を評価
総合的評価	候補地の総合的な評価

候補地選定	新処理施設	7か所 → 4か所
	新最終処分場	8か所 → 4か所

6 これからの進め方

- (1) 候補地周辺の皆様への説明会を開催します。
 (2) 整備する施設の内容は、一関市、平泉町、組合による一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置して検討を進めます。

【主な検討事項】

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 廃棄物施設整備基本計画 | ④ 分別方法及び収集方法 |
| ② 廃棄物の処理方式 | ⑤ エネルギー及び熱利用計画 |
| ③ 廃棄物の受入基準 | |

組合では、住民の皆様からいただいたご意見などを踏まえながら、より良い施設となるよう施設整備検討委員会で検討し、事業を進めてまいります。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■問合せ先 一関地区広域行政組合 総務管理課

〒021-8501 一関市竹山町7-2 TEL 21-2111 内線 8751 FAX 31-3224